

高津川河床掘削懇談会規約

（総 則）

第1条 本規約は、「高津川河床掘削懇談会」（以下、懇談会という）の設置に関する必要な事項を定めるものである。

（目 的）

第2条 本懇談会は、「高津川水系河川整備計画」（平成20年7月）に基づき今後実施を予定している、高津川の河床掘削の手法等に対して、意見及び助言を行うことを目的とする。

（組織等）

第3条 懇談会の委員は、浜田河川国道事務所長が委嘱する。

2 懇談会は、別表で掲げる委員で構成する。

3 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

（会 長）

第4条 懇談会には会長を置く。会長は委員の互選によってこれを定める。

2 会長は懇談会を代表し、懇談会の円滑な運営と進行を総括する。

3 会長に事故がある時は、懇談会に属する委員のうちから会長が予め指名した委員がその職務を代行する。

（検討会の招集）

第5条 懇談会は、会長が招集する。

2 懇談会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 委員の代理出席は認めない。

（公 開）

第6条 懇談会は原則公開とし、公開方法については懇談会で定める。

（雑 則）

第7条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会で定める。

（事務局）

第8条 懇談会の事務局は、国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所に置く。

2 事務局は、懇談会運営に係る庶務を処理する。

（規約の改正）

第9条 本規約の改正は、委員総数の2分の1以上の同意を得て行うものとする。

(附則) 本規約は平成 27 年 2 月 27 日から施行する。

平成 29 年 6 月 22 日 一部改定 (別表)

令和 元年 8 月 30 日 一部改定 (別表)

令和 7 年 2 月 26 日 一部改定 (別表)

令和 7 年 9 月 8 日 一部改定 (別表)

(別表)

高津川河床掘削懇談会
委員名簿

氏 名	職 名 (専門分野等)
赤松 良久	山口大学大学院 教授 (土木工学)
井上 雅仁	島根県立三瓶自然館 副館長 (植 物)
塩満 健二	高津川漁業協同組合 センター長 (漁業関係)
広瀬 望	松江工業高等専門学校 教授 (土木工学)
道根 淳	島根県水産技術センター 所長 (魚 類)

(敬称略 五十音順)